

社会福祉法人ゆりかご会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、指導監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等には、定款第8条及び第21条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する

- 2 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務の執行のために出張する場合は、別表第2「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規定は平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は平成30年7月6日より施行する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第2項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：1人一律 5,000 円
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律 5,000 円
監 事	会議等への出席の都度：1人一律 5,000 円

別表第2 旅費交通費（第7条関係）

区分	旅費交通費
公共交通機関	実費
宿泊費	実費
必要経費	実費